

特殊法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(要旨) - 事業の見直し等を中心として - 社会保険診療報酬支払基金

勧告日 :平成14年1月22日

勧告先 :厚生労働省

実施時期 :平成12年4月～平成14年1月

【行政評価・監視の背景事情等】

社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は、保険者から委託を受けて診療報酬の審査・支払に係る業務を実施。

取扱件数の増加、1件あたり事務費単価の上昇等により、支払基金の事務経費は増大。昨今の保険者財政の悪化と相まって、業務の効率化、経費の縮減等が強く求められている状況。

調査対象機関:厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金、関係団体等

担当部局:行政評価局、管区行政評価局(7局)、四国行政評価支局、行政評価事務所(5)

【調査結果の概要】

1 財務の現状等

支払基金の事務経費は、保険者が取扱件数に応じて負担することとされ、経費に見合う収入が確保される仕組み。財務上、収支は相償。収入は取扱件数に1件当たり事務費単価を乗じて算定。

損益上は、費用がかさんでも損失は発生せず、経費削減努力をしても利益となって現れない。

事務費単価は、昭和35年以降上昇を続け、平成11年、118.2円(支払:61.2、審査:57)。

高金利の時期の利息収入が基となった積立金を取り崩し事務費単価の抑制を図ってきたが、その取り崩しが進み、事務費単価の一層の増額を招くおそれ。

平成6年以降、レセプトOCR処理システムの整備に取組み、支払業務の効率化を促進。その結果、要員500人分の縮減に匹敵する効果。事務費単価ベースで約5円分の減少効果に相当。

しかし、実際は、この効果を、審査精度を高めるため審査の充実に振り向けており、事務費単価の引下げにつながっていない。

審査業務に要員を手厚く配置することの成果を分析し、審査業務において効率性を確保することの必要性や効率性の確保を通じた事務費単価の引下げ等保険者負担の軽減の可能性について、検証が求められる。

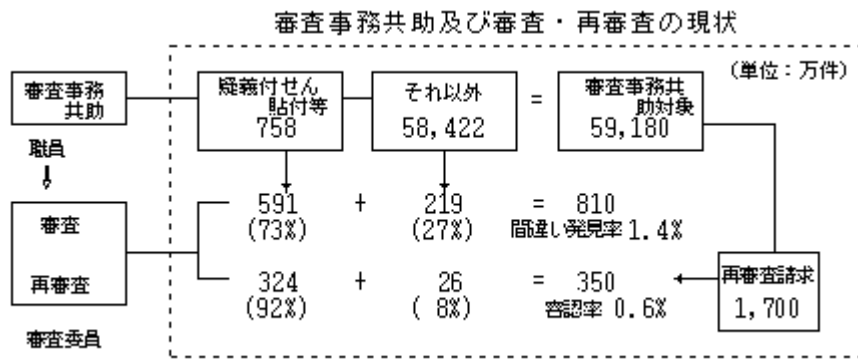
2 審査業務の効率化

(1) 審査事務共助の在り方の見直し

審査委員の審査に先立ち職員(4,223人)が事前に補助的な作業(審査事務共助)を実施。

診療報酬請求額の減額実績は、審査対象レセプトの1.4パーセント。

審査事務共助の段階で疑義等が指摘されたものが73パーセントを占める。



保険者からの再審査請求に対する容認の9割は、事務共助段階で発見されるべきものであり発見し損なうと審査委員会の段階でも見過ごされていると推測。

審査対象レセプトに含まれる間違いレセプトの割合は、容認実績が最大の健康保険組合の場合を基に推計すると、少なく見積もっても、支払基金が発見しているものの約2倍と推定。

審査費用と削減額との関係は、全体として、費用に見合わず。

高点数レセプトほど、間違い発見率は高く、審査費用は削減額を下回る傾向。

これに対し、低点数のレセプトでは、間違い発見率が低く、費用が削減額を上回る状況。

請求点数別の間違い発見率及び費用対削減額の状況

請求点数	42万点以上	8万点以上	8万点未満	全体
間違い発見率	90.2%	41.6%	1.3%	1.4%
審査費用:削減額	2万円 < 29万円	5千円 < 9千円	49円 > 37円	57円 > 53円

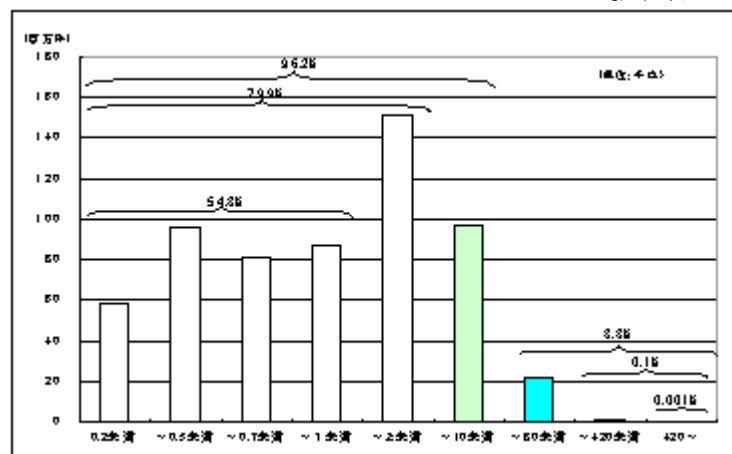
8万点未満のどこかに費用が削減額を上回る分岐点が存在するものと推測。

分岐点を1万点と仮定 全体の約96パーセント

2,000点と仮定 全体の約80パーセントがこの分岐点を下回ることになるので、大半が費用対効果の面でバランスを欠く状態。

レセプトの点数階級別件数

拡大グラフ



審査事務共助は、職員1人1日当たり、1,300件、1件当たり19秒という短時間で多数のレセプトを点検するという条件下で実施。しかも、点数の低いレセプトでは、間違いが含まれる割合は極めて少なく、職員が集中力を効果的に発揮してチェックすることが困難な

状況。

共助事務に充てる要員の割合を増やしても、審査に要する費用と削減額とのバランスを回復することは難しい。このため、共助事務に充てる要員配置の見直しは避けて通れない課題。

< 勧告要旨 >

支払基金に対し、共助事務に充てる要員配置の見直しを行うとともに、共助事務の重点化などその在り方を見直すことによって、事務費単価の引下げを実現していくよう指導する必要。

3 その他の勧告事項

このほか、審査上の取扱いに関する支部間差異の解消の促進について、勧告。